

1. 確定拠出年金に資産移換した場合の会計基準変更時差異の会計処理について(21項)

期間損益を歪めるおそれを回避するために、会計基準変更時差異は15年以内の一定の年数で処理することが認められています(意見書 五 2)。確定拠出年金への移行においては、退職給付見込額の減少分のうち、移行時までに発生している額を移換し、今後発生する額を毎月拠出するという考え方に近い設計が一般的と予想されます。退職給付債務の減少額と近い額を移換する制度変更は、本質的に著しい損益を生じるものではありません。しかし、仮に現在の案のように、確定拠出年金への移行時に会計基準変更時差異の一括費用処理を強制した場合、期間損益を歪める(例1参照)とともに、その歪みが原因で確定拠出年金制度の実施が阻害されるおそれがあるものと考えます。このため、期間損益を大きく歪めるおそれがある場合については、あらかじめ設定した費用処理方法の継続も認めることが適当と考えます。

例1

適格年金制度(退職給付債務1000、年金資産250、会計基準変更時差異650[毎年50償却]引当金100、当面の給付額0)を採用している企業が、掛金750を拠出したうえで、適格年金を全て解除し、年金資産1000を移換したうえで確定拠出年金を実施した場合。

なお、割引率・期待運用収益率は0%とし、勤務費用・DC掛金・通常の適年掛金は50とした。

(例1-1: DC移行がない場合)

	前年度	移行年度	償却中	償却後
退職給付債務	1000	1050
年金資産	250	1000
未積立退職給付債務	750	50
会計基準変更時差異	650	600	...	0
退職給付引当金	100	550
退職給付費用	100	100	100	50
(勤務費用)	50	50	50	50
(会計基準差異償却)	50	50	50	0
(終了損益)	-	-	-	-
(DC掛金)	-	-	-	-

(例1 - 2 : DCに移行した場合 : 現処理案)

	前年度	移行年度	償却中	償却後
退職給付債務	1 0 0 0	-	-	-
年金資産	2 5 0	-	-	-
未積立退職給付債務	7 5 0	-	-	-
会計基準変更時差異	6 5 0	-	-	-
退職給付引当金	1 0 0	0	0	0
退職給付費用	1 0 0	7 0 0	5 0	5 0
(勤務費用)	5 0	0	0	0
(会計基準差異償却)	5 0	0	0	-
(終了損益)	-	6 5 0	-	-
(DC掛金)	-	5 0	5 0	5 0

(例1 - 3 : DCに移行した場合 : 会計基準変更時差異の処理を継続した場合)

	前年度	移行年度	償却中	償却後
退職給付債務	1 0 0 0	-	-	-
年金資産	2 5 0	-	-	-
未積立退職給付債務	7 5 0	-	-	-
会計基準変更時差異	6 5 0	6 0 0	...	0
退職給付引当金	1 0 0	6 0 0	...	0
退職給付費用	1 0 0	1 0 0	1 0 0	5 0
(勤務費用)	5 0	0	0	0
(会計基準差異償却)	5 0	5 0	5 0	0
(終了損益)	-	0	-	-
(DC掛金)	-	5 0	5 0	5 0

2. 将来勤務に係る部分の減額改訂について(31項)

「退職給付はその発生した期間に費用として認識する」(意見書 三 2)とされており、将来勤務に係る部分の減額改訂においては、過去に発生したとみなされる退職給付債務に影響しないものと考えられます。期間定額基準は、長期勤続優遇制度の多い我が国においては一般に適当な基準であるものの、将来勤務に係る部分の減額変更時においても期間定額基準を用いることは、期間損益を大きく歪めるおそれがあることから、その影響が大きい場合においては発生時期に配慮した基準(支給倍率基準やポイント基準等)を採用することが適当であると考えます。なお、IAS 19においても、このような事例では期間定額基準を採用しないものと理解しております。

例2

勤続1年につき100万円付与される退職金制度を実施していたが、将来分の付与を廃止し、毎年100万円を拠出する確定拠出年金を実施した場合。

(割引率 = 0%・過去勤務債務は1年償却と仮定)

制度改訂時に勤続5年で、5年後に退職する従業員の各期の退職給付費用は次のとおり

勤続年数	1～5年度	6年度(変更)	7～10年度
制度変更がない場合	100	100	100
変更時(現処理案)	(同上)	100	150
(勤務費用)	(同上)	50	50
(過去勤務債務の処理額)		250	-
(DC掛金)		100	100
変更時(IAS 19)	(同上)	100	100
(勤務費用)	(同上)	0	0
(DC掛金)		100	100

3．終了した部分に係る退職給付債務について（27項）

年金資産から生じる「数理計算上の差異」については記載されていますが、退職給付債務から生じる「数理計算上の差異」については記載されず、「終了した部分に係る退職給付債務は、終了前の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務と、終了後の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務との差額として計算する」とのみ記載されています。例えば終了前後で異なる割引率を用いることを仮に認める場合には、給付の一部を終了したにも関わらず退職給付債務が増加するといったことも起こり得るため、退職給付債務から生じる「数理計算上の差異」や、終了前後の計算基礎の違いについて、より具体的に記載する必要があるのではないのでしょうか。

4．支払を伴わない給付減額について（24項）

適格年金の給付減額においては、減額部分の要留保額を分配する必要が生じますが、分配時期については、減額変更時、（労使合意のうえで）退職時、を選択することができます。退職時に支給することとなった場合には、（1）退職給付債務計算時に当該併せ給付額について期間定額基準を認める場合、あるいは（2）終了ではなく過去勤務債務としての処理を認める場合、等には退職時までの利回りに関する影響以外の理由によって を選択した企業と比べて期間損益の現れ方が異なってきます。 を選択した企業と を選択した企業では、著しい損益の差異が生じないような基準とすることが、投資情報として適当ではないのでしょうか。

以上